

鳥取県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

1 目的

鳥取県ひとり親家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この要綱において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。
- (2) この要綱において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦をいう。

3 対象者

対象者は、次に掲げるひとり親家庭等とする。ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

4 便宜の種類及び内容

便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護及びその他の日常生活の便宜とする。
- (2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

5 支援の実施場所

この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅

イ 講習会等職業訓練を受講している場所

ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む。）

6 家庭生活支援員派遣等の手続

- (1) 派遣等対象家庭に該当するひとり親家庭等がこの要綱による家庭生活支援員の派遣等を受けようとするときは、あらかじめ家庭支援課長に申請し、家庭生活支援員派遣等対象家庭名簿（以下「名簿」という。）に登録されなければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、名簿登録等の手続きは派遣等の要請と同時に行うなどの弾力的な運用を行って差し支えないものとする。
- (2) 家庭支援課長は、申請を受けたひとり親家庭等が家庭生活支援員派遣等対象家庭に該当すると認めたときは、当該ひとり親家庭等を名簿に登録するものとする。
- (3) 家庭支援課長は、名簿に登録されている家庭生活支援員派遣等対象家庭の要請があった場合には、当該要請の内容を確認の上、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を審査し、必要と認められる場合には、その旨を当該家庭に通知するとともに家庭生活支援員を派遣する。

特に、未就学児を養育するひとり親家庭に対する定期的な派遣等については、当該ひとり親家庭が親族の支援を受けることが困難である場合など、真に派遣等による生活援助、保育サービスの必要性のある家庭に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、手続き等は事後でも差し支えないものとする。

7 家庭生活支援員の選定

家庭支援課長は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定するものとする。

- (1) 生活援助は、旧訪問介護員（ホームヘルパー）３級以上の資格やこれと同等の資格を有する者、又は、生活援助の実施に必要な研修として家庭支援課長が認めた研修を修了した者
- (2) 子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者や、これと同等の研修を修了した者として家庭支援課長が認めた者、又は、保育士として登録されている者とする。

8 家庭生活支援員の登録

- (1) 家庭支援課は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能な便宜の種類等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を作成すること。
- (2) 家庭支援課は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、速やかに登録又は登録内容の変更を行うこと。
- (3) 家庭生活支援員は、登録簿に登録されている内容に変更があった場合は、その変更内容について、速やかに実施主体に報告を行うこと。

9 家庭生活支援員の派遣等の決定等

- (1) 事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置

し、家庭生活支援員の派遣等を必要とするひとり親家庭からの要請又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づいて行うものとする。

- (2) 家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、その必要性を判断し、できる限り速やかに家庭生活支援員の派遣等の要否を決定するものとする。

なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関等と連携を図ること。

10 事業の委託

県は、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会に家庭生活支援員の選定及び登録並びに派遣等に関する事業を委託する。

11 その他

この要綱の実施について必要な事項は、家庭支援課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成25年4月1日より適用する。

附則

この改正は、平成26年10月23日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

附則

この改正は、平成28年4月18日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則

この改正は、平成30年7月13日から施行する。

附則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年7月28日より適用する。

附則

この要綱は、令和6年10月29日から施行し、令和6年10月1日より適用する。

附則

この改正は、令和7年6月18日から施行し、令和7年4月1日より適用する。